

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		販売後における卸売物品の検査及び検査証
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 4 7 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	次に該当する場合は、検査しない。 （1）市場で卸売したことが確認できないとき。 （2）適性に保存又は保管されていないとき。 （3）大動物については、卸売をした日から7日以内に検査申請書が提出されないとき。 （4）小動物については、卸売をした日から4日以内に検査申請書が提出されないとき。 （5）大動物で、半丸の4分の1以上を提示しないとき。 （6）小動物で、半丸以上を提示しないとき。 （7）部分肉で、事故品であることが認められる数量以上の掲示がないとき。 （8）異常のある物品であることを明確にして販売した事故品
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	10日
	設定等年月日	平成17年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		